**空き家除却補助金　よくある質問**

**Ｑ　補助金は先着順ですか？**

Ａ　先着順ではありません。

　　【基本的な流れ】　①申し込み　（申し込み前に、対象物件となるかの確認も可能です。）

　②現地確認　（対象となる建築物か判断します）

③→対象物件である場合　補助候補者（※ただし、応募が８名以上の場合は抽選会の実施）

→対象物件でない場合　資格なし

**Ｑ　「離れ」のみの解体は可能ですか？**

Ａ　敷地内の建築物すべて解体いただく必要があります。

　　「離れ」のみなど、一部分だけの解体は対象外です。

　　また、母屋と離れの地番が違っていても、地番が隣り合っている場合は一帯の敷地とみなすので、一帯の敷地すべての建築物を解体いただく必要があります。

　　（母屋も離れも解体しなければならない例）

1. ②

離れ

母屋

母屋

離れ

**Ｑ　公民館などの解体も対象ですか？**

Ａ　対象となる物件は「空き家住宅（使用されておらず、かつ今後も居住する見込みがない）」建築物です。

　　公民館や倉庫などの、建築物は対象外です。

**Ｑ　解体業者はどこでもいいのですか？**

Ａ　市内に本店もしくは営業所を置く法人、又は市内に住所を有する個人事業主であって、建築業法に規定する建設業の許可を受けた者に限ります。

**Ｑ　相続登記が出来ていない場合どうすればいいですか？**

Ａ　土地及び家屋の法**定相続人全員**の戸籍謄本及び同意書（市より配布）を提出いただくことにより、申請が可能です。抵当権が設定されている場合も同様です。

**Ｑ　現地調査の判断基準を教えてください**

Ａ　国土交通省が定める住宅の不良度判定を基準に判定し、評点が１００点以上の物件が対象物件となります。

点数が高いほど不良度が高い（家の崩壊が激しく危険な）物件と判断します。

**Ｑ　書類申請の受付先はどこですが？**

Ａ　甲賀市役所２階住宅建築課空家対策室の窓口に提出をお願いします。

**Ｑ　候補者決定をされた後に、事情により辞退する場合手続きは必要ですか？**

Ａ　やむを得ず辞退する場合は早急にご連絡ください。(次点者の方に案内し補助枠を調整します。）また、正当な理由無く辞退された場合は、再度のお申込みをお断りする場合があります。